

常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例

昭和37年10月22日

条 例 第 1 3 号

改正

昭和38年	3月13日	条例第1号	昭和39年	3月30日	条例第1号
昭和40年	3月9日	条例第1号	昭和41年	3月12日	条例第1号
昭和42年	3月3日	条例第1号	昭和43年	3月5日	条例第3号
昭和44年	3月5日	条例第1号	昭和45年	3月4日	条例第3号
昭和46年	3月5日	条例第1号	昭和47年	3月3日	条例第1号
昭和47年	12月8日	条例第4号	昭和48年	2月26日	条例第1号
昭和49年	2月25日	条例第2号	昭和49年	6月7日	条例第6号
昭和50年	2月27日	条例第2号	昭和51年	1月27日	条例第1号
昭和52年	1月26日	条例第1号	昭和52年	12月24日	条例第8号
昭和53年	12月27日	条例第2号	昭和54年	12月25日	条例第1号
昭和55年	12月23日	条例第5号	昭和56年	12月23日	条例第3号
昭和57年	5月29日	条例第1号	昭和57年	12月23日	条例第2号
昭和58年	3月2日	条例第2号	昭和58年	12月17日	条例第3号
昭和59年	12月26日	条例第4号	昭和60年	12月26日	条例第7号
昭和61年	2月27日	条例第1号	昭和61年	12月24日	条例第6号
昭和62年	12月23日	条例第2号	昭和63年	6月2日	条例第2号
昭和63年	12月27日	条例第4号	平成元年	12月21日	条例第2号
平成2年	12月21日	条例第5号	平成3年	12月25日	条例第6号
平成4年	3月27日	条例第2号	平成4年	12月24日	条例第5号
平成5年	12月24日	条例第2号	平成6年	3月1日	条例第2号
平成6年	12月26日	条例第4号	平成7年	3月1日	条例第1号
平成7年	12月25日	条例第4号	平成8年	12月25日	条例第3号
平成9年	9月25日	条例第4号	平成9年	12月24日	条例第5号
平成10年	12月24日	条例第3号	平成11年	12月24日	条例第4号
平成12年	12月22日	条例第2号	平成13年	5月28日	条例第4号

平成13年12月21日条例第6号	平成14年 5月24日条例第4号
平成14年12月24日条例第5号	平成15年11月28日条例第4号
平成17年11月30日条例第3号	平成18年 3月28日条例第2号
平成19年 3月 1日条例第2号	平成19年10月 4日条例第3号
平成19年12月25日条例第4号	平成20年10月 1日条例第1号
平成21年 3月31日条例第1号	平成21年 5月28日条例第2号
平成21年11月30日条例第4号	平成22年 2月24日条例第1号
平成22年 2月24日条例第2号	平成22年 6月29日条例第3号
平成22年11月29日条例第7号	平成23年 5月26日条例第1号
平成23年11月28日条例第3号	平成25年12月 2日条例第1号
平成26年12月 1日条例第1号	平成28年 2月19日条例第2号
平成28年12月26日条例第3号	平成29年12月22日条例第5号
平成30年12月21日条例第2号	令和 元年10月 3日条例第3号
令和 元年12月24日条例第5号	令和 2年11月27日条例第2号
令和 4年 5月31日条例第2号	令和 4年12月27日条例第4号
令和 5年 2月20日条例第2号	

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という）の給与について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいう。

2 給与は、他の条例及び次条第2項に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給料)

第3条 給料は、常滑武豊衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

- 2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に条例で定めるところにより、その職員の給料額を調整する。

（給料表）

第4条 給料は、別表第1及び別表第2に定める給料表によるものとする。

- 2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

（職務の級）

第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、管理者が規則で定める。

- 2 管理者は、前項の規定に基づく分類の基準と適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。
- 3 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、第1項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

（初任給、昇給、昇格等の基準）

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、管理者が規則で定める初任給の基準に従い、任命権者が決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、管理者が規則で定めるところにより任命権者が決定する。
- 3 職員の昇給は、管理者が規則で定める日に、同日前において管理者が規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日ま

での間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして管理者が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳（管理者が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で管理者が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第7条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、常滑武豊衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第

1号)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の調整額)

第8条 管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料の支給)

第9条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、管理者が規則で定める期日に支給する。

2 新たに職員になった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した者が即日職員となった場合又は職員以外の地方公務員若しくは国家公務員が退職の日に職員となった場合は、その日の翌日から給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち管理者が規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の月額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で管理者が規則で定める。

- 3 第1項に規定する職員の職にある職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。

(初任給調整手当)

第11条 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が規則で定める職に新たに採用された職員に対して、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、管理者が規則で定める。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行（一）8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族

たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けていた職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるとき

は、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行（一）8級職員が行（一）8級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）8級職員以外のものが行（一）8級職員となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
（地域手当）

第13条の2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当、管理職手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（常滑武豊衛生組合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が規則で定める職員を除く。）
- (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（常滑武豊衛生組合が設置する公舎その他管理者が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののと

権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額

（2）前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、通勤する職員に対して常滑武豊衛生組合職員通勤手当支給規則（昭和59年規則第2号）で定めた額を支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が規則で定める職員にあっては、定めた額から、定めた額に管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額を支給する。

2 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の管理者が規則で定める日に支給する。

3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他管理者が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が規則で定める額を返納させるものとする。

4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として管理者が規則で定

める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1 か月）をいう。

- 5 前各号に規定するもののほか、通勤の事情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事情は、管理者が規則で定める。

（単身赴任手当）

第15条の2 公署を異にして異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円（管理者が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が管理者が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて管理者が規則で定める額を加算した額）とする。

- 3 職員以外の地方公務員、国家公務員その他管理者が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項
その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の125)」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対し

ても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間（管理者が規則で定める時間を除く。）について、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 5 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち管理者が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50

- 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第2項に規定する管理者が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100

分の 25 を加算した割合) を減じた割合

(2) 前項第 2 号に掲げる時間 100 分の 50 から第 4 項に規定する管理者が規則で定める割合を減じた割合

- 7 第 3 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「第 2 項に規定する管理者が規則で定める割合」とあるのは「100 分の 100」とする。

(休日勤務手当)

第 17 条 休日勤務手当は、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（勤務時間条例第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日）及び勤務時間条例第 9 条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務 1 時間につき、第 23 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務手当)

第 18 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務 1 時間につき、第 23 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(宿日直手当)

第19条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき 5,200 円を超えない範囲内で管理者が規則で定める額とする。ただし、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日における宿日直勤務については、管理者が規則で定める宿日直手当の額に 100 分の 125 を乗じて得た額を超えない範囲内で管理者が規則で定める額を加算することができる。

3 前項の規定にかかわらず、常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、21,000 円を超えない範囲内で管理者が規則で定める月額宿日直手当を支給する。

4 第1項の勤務は、第16条第1項、第17条第1項及び第18条第1項の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、当該職員には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500 円を超えない範囲内において管理者が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,300 円を超えない範囲内において管理者が規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の管理者が規則で定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び管理者が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上で管理者が規則で定めるもの並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として管理者が規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して、管理者が規則

で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、管理者が規則で定める。

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6篇に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に

犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差し止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - （1）一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - （2）一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - （3）一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差し止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差し止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差し止処分を行う場合は、当該一時差し止処分を受けるべき者に対し、当該一時差し止処分の際、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差し止処分に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の管理者が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（管理者が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）か

ら」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する管理者が規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 6 管理者は、特に必要があると認めたときは、予算の範囲内において管理者が定める額を前項の規定による勤勉手当の額に加算することができる。この場合において、その加算する額は、第1項の規定にかかわらず管理者が定める日に支給する。

（特殊勤務手当）

第22条 他に特別の規定があるもののほか、職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合においてそれを給料に組入れることが不可能であるか又は困難若しくは不適當な事情があるときは、その特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給の方法は、管理者が定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第23条 第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに管理者が規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから管理者が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条第1項に規定する勤務1時間当たり給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第24条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 職員が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この項及び第26条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第24条の2 第6条、第11条から第13条まで及び第14条の規定は、定年前再任用短時間職員には適用しない。

（会計年度任用職員の給与）

第25条 法第22条の2第1項により採用された職員の給与は、別に条例で定める。

（休職者の給与）

第26条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたと

きは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 法第 28 条第 2 項の規定により休職にされた職員には他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第 20 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第 20 条第 1 項の規定により管理者が規則で定める日に、それぞれ第 2 項又は第 3 項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、管理者が規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定を準用する。この場合において、第 20 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは、「第 26 条第 6 項」と読み替えるものとする。

(給与からの控除)

第 27 条 職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるものは、別に法令で定めるもののほか、次に掲げるものとする。

(1) 常滑武豊衛生組合職員の親睦会の会費

(2) 管理者の承認を得た団体扱いの生命保険料、自動車保険料及び火災保険料

(3) 愛知県市町村職員共済組合の行う普通貯金に係る貯金及び貸付金に係る団体信用生命保険事業の保険料

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与から控除を申し出たもので、管理者が適当と認めるもの

(雑則)

第 28 条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年度に限り、第20条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和49年法律第32号）の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員に対して、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年条例第6号）の施行の日から起算して10日を超えない範囲内において管理者が定める日に期末手当を支給する。
- 3 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額（第20条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の合計額を算定する場合の例により算定した額）に100分の30を乗じて得た額に昭和49年3月2日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて管理者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 5 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が第24条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により100分の50を乗じて得た額を減ぜられた給料月額。以下同じ）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級に

における最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその100分の50を乗じて得た額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、及び附則第7項から9項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項並びに附則第7項及び8項において「給料月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受ける

べき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額。附則第9項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第9項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(6) 第26条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第26条第1項 前各号に定める額

イ 第26条第2項又は第3項 第1号、第2号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第26条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第26条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表（一）	6級

6 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

7 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第18条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに第23条第1項に規定する管理者が規則で定める手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間（勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に52を乗じたものから第23条第1項に規定する管理者が規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額並びに第23条第1項に規定する管理者が規則で定める手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第23条第1項に規定する管理者が規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

8 附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

9 附則第5項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（60歳超職員の給料月額の特例）

10 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 常滑武豊衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第1号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 常滑武豊衛生組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

12 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第14項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 1 3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が規則で定めるところにより、附則第12項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 5 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 6 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則（昭和38年3月13日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。
（号給職員の切替え）
- 2 昭和37年10月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給以外の号給を受ける職員（以下次項において「号給職員」という。）のうち、その者の切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）が附則別表第1の切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号給はその者の旧号給に対応する切替表に定める

号給とし、その者の旧号給が切替表に掲げられていない職員の切替日における号給はその者の旧号給と同じ号数の号給とする。

- 3 号給職員のうち、その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間（切替日前1年間以内において条例第6条第4項ただし書の規定の適用を受けた職員その他管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。）がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和38年1月1日、同年4月1日又は同年7月1日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日（以下この項において「切替日とみなす日」という。）に、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日とみなす日の前日までの間における給料月額はその者の旧号給に対応する切替表の暫定給料月額の欄に掲げる額とする。

（旧号給を受けていた期間）

- 4 附則第2項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の条例第6条第4項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間（その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給であるときは、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（旧号給を受けていた期間の特例）

- 5 附則別表第2に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける職員に対する附則第3項及び附則第4項の規定の適用については、これらの規定中、「旧号給を受けていた期間」とあるのは、「旧号給を受けていた期間に3月を加えた期間」とする。

（勤勉手当の額の特例）

- 6 昭和37年12月15日において、改正前の条例の規定に基づいて支払われた職員の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の条例の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合

計額をこえるときは、改正後の条例の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の条例の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

附則別表第 1

給料表の適用を受ける職員の切替表

等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級		
区 分			暫定給			暫定給			暫定給
旧号	号給	期間	料月額	号給	期間	料月額	号給	期間	料月額
1	1	6	19,900	1			1		
2	2	9	21,000	2			2		
3	2			3			3		
4	3	3	24,100	4			4		
5	4	6	25,500	5	3	18,700	5		
6	5	9	26,900	6	6	19,800	6		
7	5			7	9	20,900	7		
8	6	3	30,000	7			8		
9	7	6	31,600	8	3	23,200	9		
1 0	8	9	33,200	9	6	24,300	1 0		
1 1	8			1 0	9	25,400	1 1		
1 2	9			1 0			1 2	3	18,300
1 3	1 0			1 1	3	27,500	1 3	6	19,200
1 4	1 1			1 2	6	28,400	1 4	9	19,800
1 5	1 2			1 3	9	29,100	1 4		
1 6	1 3			1 3			1 5		
1 7	1 4			1 4			1 6		

附則別表第 2

給 料 表

等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
給料表の号給	3－1 8	8－1 7	1 5－1 7

備考 本表中「3－1 8」等とあるのは、3号給から1 8号給までの号給を示す。

附 則（昭和 3 9 年 3 月 3 0 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 8 年 1 0 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

（給料の内払い）

- 3 改正前の条例の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（単純労務者の給与）

- 4 法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、別に管理者が規則で定めるところにより支給する。

附 則（昭和 4 0 年 3 月 9 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条並びに附則第 1 1 項の規定は、昭和 4 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和 3 9 年 9 月 1 日から適用する。

（職務の等級の決定）

- 3 昭和 3 9 年 9 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において行職政職給料表の適用を受けていた職員の切替日における職務の等級は、別に管理者が定める。

（号給の切替え及び決定）

- 4 前項の規定により職務の等級を決定されることとなる職員（附則第 6 項に規定する者を除く。）の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級の号給（以下「旧号給」という。）を附則別表第 1 に掲げる給料表におきかえて得られる給料月額と同じ額の給料月額が、前項の規定により決定された職務の等級欄にある場合は、その給料月額をもって、その者の号給とし、ない場合は管理者の定める号給とする。

（旧号給を受けていた期間の通算）

- 5 前項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第 6 条第 4

項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等の切替え等）

- 6 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替日からこの条例の施行の日の前日までの間の異動者の号給等）

- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の同条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びそれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 8 昭和32年4月1日から切替日までの間に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 9 附則第3項から前項までの規定の適用については、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 10 第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条

例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 1 1 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則 (昭和41年3月12日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第9項から附則第11項までの規定は、昭和41年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和40年9月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和40年9月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が規則で定める。

(昇給期間の短縮)

- 4 昭和37年9月30日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員で管理者の定めるもの及び管理者の定めるこれに準ずる職員に対する切替日(昭和40年10月1日において昇給規定(常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第6条第4項又は第6項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。)により昇給した職員にあっては、この条例の施行の日)以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で管理者の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から3月を減じた期間をもって昇給規定に定める期間とする。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の昇給等)

- 5 切替日からこの条例の施行の前日までの間において、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定により、新た

に給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の同条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における号給または給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 7 附則第3項から前項までの規定の適用については、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払い）

- 8 第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて、切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定による給与の内払いとみなす。

（扶養手当の経過規定）

- 9 昭和41年1月1日前に新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第13条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となった日又は同号に掲げる事実が生じた日から15日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出にかかる事実にかかる扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

（期末手当及び勤勉手当の経過規定）

1 0 第 2 条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第 2 2 条の規定の昭和 4 1 年 3 月 1 日における適用については、同条第 1 項第 1 号中「1 2 月以内」とあるのは「1 1 箇月 1 7 日以内」とする。

1 1 第 2 条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第 2 1 条及び第 2 2 条の規定の昭和 4 1 年 6 月 1 日における適用については、同条例第 2 1 条第 2 項各号列記以外の部分中「6 月以内」とあるのは「5 箇月 1 7 日以内」と、同項第 1 号及び第 2 号中「6 月」とあるのは「5 箇月 1 7 日」と同項第 2 号及び第 3 号中「3 月」とあるのは「3 箇月 1 7 日」と、同条例第 2 2 条第 1 項第 1 号中「6 月以内」とあるのは「5 箇月 1 7 日以内」とする。

(委任)

1 2 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表

職務の等級	1 等級	2 等級
号 給	4 - 1 0	9 - 1 5

備考 この表中「4 - 1 0」等とあるのは「4 号給から 1 0 号給までの号給」等を示す。

附 則 (昭和 4 2 年 3 月 3 日条例第 1 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和 4 1 年 9 月 1 日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員のこの条例による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合とその権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払い)

- 6 改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和43年3月5日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和42年

8月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 2 昭和42年8月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払い)

- 6 改正前の条例の規定に基づいて切替日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与はそれぞれ改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 7 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和44年3月5日条例第1号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第21条第1項及び第2項、第22条並びに第26条第6項の改正規定は、昭和44年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の規定は、昭和43年5月1日から、改正後の第11条第1項及び別表の規定並びに第2条に規定する条例のこれらの規定する改正後の規定は、昭和43年7月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 昭和43年7月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要が認められる限度において、管理

者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、同条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払い)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替日（通勤手当にあっては、昭和43年5月1日）からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和45年3月4日条例第3号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第13条の規定を除く。）及び第2条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、昭和44年6月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和44年6月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」とい

う。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号の1に該当する者は、すみやかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる満18歳未満の子で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたもの

(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った満18歳未満の子で切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)のなかった者

(2) 切替期間において新たに扶養親族たる満18歳未満の子で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となった者であってその届出にかかる事実が生じた日(その届出がこれにかかる事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであると

きは、その届出がされた日)に配偶者のなかった者(前号に該当する者を除く。)

(3) 切替期間において配偶者のない職員となった者(改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となった者を除く。)であって、その配偶者のない職員となった日に扶養親族たる満18歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った満18歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があったもの

(4) 配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に扶養親族たる満18歳未満の子で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った満18歳未満の子でその日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があったもの

8 前項第1号又は第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出にかかる事実に関する改正後の条例第12条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間同項中「600円(職員に配偶者がいない場合であっては、1,200円)」あるのは「600円」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に扶養親族たる満18歳未満の子で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った満18歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該満18歳未満の子にかかる扶養手当の

支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第2号又は附則第7項第3号の規定による届出が施行日から30日を経過した後に行われたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

- 10 切替日において在職する職員に対して昭和44年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第21条及び第22条の規定の適用については、同条例第21条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和45年条例第3号）の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により職員が受けるべきであった」と、同条例第22条第2項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例により受けるべきであった」とする。

（給与の内払い）

- 11 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和46年3月5日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第19条の改正規定は、昭和46年1月1日から、第1条中同条例第6条第4項及び第6項の改正規定は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（前項ただし書にかかる改正規定を除く。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」とい

う。)の規定は、昭和45年5月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和45年5月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払い)

- 7 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和47年3月3日条例第1号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は昭和47年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和46年5月1日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

- 3 昭和46年5月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が同表の期間欄の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあつては管理者の定める期間を増減した期間。以下同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和46年7月1日、同年10月1日又は昭和47年7月1日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額、旧号給に対応する同表の暫定給料月額に定める額とする。
- 5 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第6条第4項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号

給に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等の切替え等）

- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。この場合においてその給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、管理者が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 9 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（改正後の条例第6条の適用の経過措置）

- 10 改正後の条例第6条の規定の切替日から昭和46年12月31日まで

の間における適用については、同条第１項中「号給」とあるのは「号給又は常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和４７年条例第１号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）と、同条第２項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

- １１ 附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第６条第５項の規定の切替日から昭和４６年１２月３１日までの間における適用については、管理者が定める。

（給与の内払い）

- １２ 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- １３ 附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表 行政職給料表

職務の等級	旧号給	新号給	期 間	暫定給料月額
５ 等 級	１	２	月	円
	２	３		
	３	４		
	４	５		
	５	６	３	３５，６００
	６	７	６	３６，８００
	７	８	９	３８，１００

附 則（昭和４７年１２月８日条例第４号）

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和４７年４月１日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- ２ 昭和４７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において、職務

の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払い）

- 6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和48年2月26日条例第1号）

この条例は、昭和４８年４月１日から適用する。

附 則（昭和４９年２月２５日条例第２号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和４８年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第１７条第４項の規定は、昭和４８年４月２９日から、同条例第１９条第２項及び第３項の規定は、同年９月１日から適用する。

（特定の号給の切替え等）

- 3 昭和４８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表（以下「切替表」という。）の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては管理者の定める期間を増減した期間。次項及び附則第５項第２号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和４８年７月１日以前であるときは同日に、同月２日以後であるときは同年１０月１日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日まで間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 5 附則第３項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第６条第４項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替

日における号給を受ける期間に通算する。

(1) 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間を増減した期間）

(2) 附則第3項の規定により切替日における号給と決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が9月未満である職員にあっては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が9月以上である職員にあっては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

（最高号給等の切替え等）

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなった日における号給は、管理者が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けること

となる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 9 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(改正後の条例第6条の規定の適用の経過措置)

- 10 改正後の条例第6条第1項及び第2項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、同条第1項中「号給」とあるのは「号給又は常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第1号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）と、同条第2項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。
- 11 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第6条第5項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 12 切替期間において、改正前の条例第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第14条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しな

いこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和49年3月31日（同日前に管理者の定める事由が生じた職員にあっては、管理者の定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払い）

- 13 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第14条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和49年6月7日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等）

- 2 昭和49年4月1日において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
- 3 昭和49年4月2日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、職務の等級の最高号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 4 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内

払いとみなす。

(委任)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和50年2月27日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第13条の規定を除く。）は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和49年4月1日（以下「切替日」という。）において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の改正後の条例の規定による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとし

た場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号の1に該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替日において、その前日から引き続き、改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族（満18歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族たる満18歳未満の子のなかった者

(2) 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となった者（その職員となった日に扶養親族たる満18歳未満の子があった者を除く。）であってその届出にかかる事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族たる満18歳未満の子のなかったもの（前号に該当する者を除く。）

(3) 切替期間において配偶者のない職員となった者（改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があった職員で、配偶者のない職員となった者を除く。）であって、その配偶者のない職員となった日に、扶養親族たる満18歳未満の子がなく、

かつ扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの

（４）配偶者のなかった職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となった者であって、その配偶者がある職員となった日に、扶養親族たる満１８歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第１３条第１項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至った日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があったもの

８ 前項第１号又は第２号の規定による届出がこの条例の施行の日から３０日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第１２条第３項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「１,５００円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１人については３,５００円）」とあるのは、「１,５００円」とする。

９ 切替期間において職員が配偶者のない職員となった場合又は配偶者を有するに至った場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日に、扶養親族たる満１８歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第１３条第１項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至った日から１５日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至った日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改正する。ただし、職員が配偶者のない職員となった場合における同項第２号又は附則第７項第３号の規定による届出がこの条例の施行の日から３０日を経過した後にされ

たときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改正する。

（給料の内払）

- 10 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和51年1月27日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 2 昭和50年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けること

となる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

- 6 切替期間において、改正前の条例第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第14条の規定により、この条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和51年3月31日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあっては、管理者が定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

- 7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第14条又は前項）の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和 5 2 年 1 月 2 6 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 2 昭和 5 1 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 5 前 3 項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

（勤勉手当の額の特例）

- 6 昭和51年6月に改正前の条例第21条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

- 7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（勤勉手当については、改正後の条例第21条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和52年12月24日条例第8号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第19条第2項の規定は、昭和53年1月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和52年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条

例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

- 6 切替期間において、改正前の条例第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第14条の規定により、この条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和53年3月31日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあっては、管理者が定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

- 7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を

受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第 14 条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和 5 3 年 1 2 月 2 7 日条例第 2 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 1 条の改正規定は、昭和 5 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に係る改正規定（以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。）を除く。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、昭和 5 3 年 4 月 1 日から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 3 昭和 5 3 年 1 2 月に改正前の条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の条例第 2 0 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 5 3 年 1 2 月に支給する職員の期末手当の額は、改正前の条例第 2 0 条第 2 項の規定により支給された額とする。
- 4 前項の適用を受ける職員の昭和 5 4 年 3 月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第 2 0 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されることとなる期末手当の額から昭和 5 3 年 1 2 月に改正前の条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づいて支給された期末手当の額と、改正後の条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額との差額（改正後の条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づいて昭和 5 4 年 3 月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、当該期末手当の額）を減じて得た額とする。

（給与の内払）

- 5 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、昭和 5 3 年 4 月 1 日（「切替

日」という。)以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和54年12月25日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び附則第7項の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

- 2 この条例(第6条の改正規定を除く。)による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 3 昭和54年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管

理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）

- 7 昭和55年4月1日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の条例第6条第7項の管理者が規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号給又は給料月額が改正前の条例第6条第4項の管理者が規則で定める年齢に達した日に受けていた号給の2号給上位の号給又はこれに準ずるものとして管理者が規則で定める号給若しくは給料月額（以下この項において「2号給上位号給等」という。）である職員及び2号給上位号給等を超えている職員を除く。）については、改正後の条例第6条第7項本文の規定にかかわらず、改正前の条例第6条第4項の管理者が規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第6項ただし書の規定による2号給上位号給等までの昇給の例に準じて、管理者が規則で定めるところにより、昇給させることができる。同年4月1日後に改正後の条例第6条第7項の管理者が規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）

- 8 切替期間において、改正前の条例第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第14条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給すること

とされていた職員のうち、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和55年3月31日（同日前に管理者が定める事由が生じた職員にあっては、管理者が定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和55年12月23日条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 この条例（第2条の改正規定を除く。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 3 昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しく

は給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 54 年条例第 1 号。以下「昭和 54 年改正条例」という。）附則第 7 項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 6 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和 54 年改正条例附則第 7 項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和 56 年 12 月 24 日条例第 3 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以

下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和56年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新に給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和54年条例第1号。以下「昭和54年改正条例」という。)附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでな

ければならない。

（住居手当に関する経過措置）

- 7 切替期間において、改正前の条例第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条及び附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第14条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和57年3月31日（同日前に管理者の定める事由が生じた職員にあっては、管理者の定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 8 昭和56年6月又は12月に支給する期末手当又は勤勉手当に関する改正後の条例第20条第2項及び第21条第2項の規定の適用については、改正後の条例第20条第2項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号給又は給料月額につき常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第3号）の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして管理者が定める額（以下「旧給料月額」という。）による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」と、第21条第2項中「において受けるべき給料の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額」と、「において受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における旧給料月額による給料の月額及び基準日現

在において改正前の条例の規定が適用されたとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」とする。

- 9 昭和57年3月に支給する期末手当に関する改正後の条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「における職員の号給又は給料月額につき常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第3号）の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして管理者が定める額による給料の月額及びその日において改正前の条例の規定が適用されたとした場合に受けることとなる扶養手当の月額」とする。

（給与の内払）

- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和57年5月29日条例第1号）

この条例は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月3日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
- 2 改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和58年12月17日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項及び第21条第1項の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新に給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第1号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和59年12月26日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 2 昭和59年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新に給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和54年条例第1号。以下「昭和54年改正条例」という。)附則第

7 項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和60年12月26日条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切り替え期間において、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第1号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和 6 1 年 2 月 2 7 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条第 4 項及び附則第 4 項及び第 5 項の改正規定は、昭和 6 1 年 6 月 1 日から施行する。

（職務の級への切替え）

- 2 この条例による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合において、昭和 6 1 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって同日においてそのものが属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第 1 に掲げられているものの施行日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定められる級とする。

（号給の切替え）

- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第 2 の新号給欄に定める号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第 6 条第 4 項又は第 6 項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下この項において同じ。）を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において 5 6 歳に達していない職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であって新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となる者については、その者の旧号給を受けていた期間のうち 1 2 月を超える期間は、この限りでない。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 5 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の職務の級及び号給等）

6 切替日からこの条例の施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者に定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第1号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第7項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

8 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第1 職務の級への切替表（附則第2項関係）

1 行政職給料表の職務の級への切替表

旧 等 級	職 務 の 級
5 等 級	1 級
4 等 級	2 級
3 等 級	3 級
2 等 級	4 級
	5 級
1 等 級	6 級
	7 級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3項関係）

1 行政職給料表の号給の切替表

旧号給	新 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1		1	1				
2	1	2	2	1	1	1	1
3	2	3	3	2	1	2	1
4	3	4	4	3	1	3	1
5	4	5	5	4	2	4	2
6	5	6	6	5	3	5	3
7	6	7	7	6	4	6	4
8	7	8	8	7	5	7	5
9	8	9	9	8	6	8	6
10	9	10	10	9	7	9	7
11	10	11	11	10	8	10	8
12	11	12	12	11	9	11	9
13	12	13	13	12	10	12	10
14	13	14	14	13	11	13	11
15	14	15	15	14	12	14	12
16	15	16	16	15	13	15	13
17	16	17	17	16	14	16	14
18		18	18	17	15	17	15
19		19	19	18	16	18	16
20			20	19	16	19	17
21			21	20	17	20	18
22			22	21	17	21	18

2 3			2 3	2 2	1 8	2 2	1 9
2 4			2 4	2 3	1 9		
2 5				2 4	1 9		
2 6				2 5	2 0		

附 則（昭和 6 1 年 1 2 月 2 4 日条例第 6 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 9 条第 2 項の改正規定は、昭和 6 2 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例（第 1 9 条の改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3 昭和 6 1 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 5 4 年条例第 1 号。以下「昭和 5 4 年改正条例」という。）附則第 7 項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（旧号給等の基礎）

5 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者

が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第7項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和62年12月23日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和62年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第1号。以下「昭和54年改正条例」とい

う。) 附則第 7 項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前 3 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和 54 年改正条例附則第 7 項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 切替期間において、改正前の条例第 14 条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第 14 条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 14 条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第 14 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第 14 条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第 14 条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第 14 条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から当分の間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみな

す。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和63年6月2日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和63年6月1日から適用する。
ただし、附則第2項の改正規定、附則第4項の改正規定、同項を附則第5項とする改正規定、附則第3項の改正規定、同項を附則第4項とする改正規定、附則第2項の次に1項を加える改正規定及び附則第2項から第5項までの規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、次の各号に掲げる職員については、前項ただし書に規定する規則で定める日（以下「ただし書施行日」という。）から規則で定める日までの間は、この条例による改正後の常滑武豊衛生組合職員の勤務時間に関する条例（以下「新条例」という。）附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、新条例附則第2項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して規則で定める時間数の勤務時間を、規則で定めるところにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

(1) ただし書施行日の前日において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第3項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により任命権者が定めた期間の末日以外の日となるもの

(2) 旧条例附則第2項又は第3項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧条例附則第4項の規定によりただし書施行日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員

- 3 前項の規定による指定については、その指定は新条例附則第2項から第

4 項までの規定による指定とみなして、新条例附則第 5 項の規定を適用する。

（附則第 2 項の規定による指定が行われる職員についての給料の支給対象となる正規の勤務時間）

- 5 附則第 2 項の規定による指定が行われる職員に対する前項の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例附則第 20 項の規定の適用については、当該指定が行われる間は、同項中「勤務時間条例附則第 2 項から第 5 項まで」とあるのは「常滑武豊衛生組合職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（昭和 56 年条例第 2 号）附則第 2 項」とする。

附 則（昭和 63 年 12 月 27 日条例第 4 号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項の改正規定は、昭和 64 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例（第 12 条第 2 項の改正規定を除く。附則第 4 項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
（最高号給等の切替え等）
- 3 昭和 63 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成元年12月21日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条

例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成2年12月21日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第2項並びに第26条第1項の改正規定並びに附則第9項の規定は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第5項において同じ。)による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 3 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給が附則別表に掲げる職務の級の1号給である職員の切替日における号給は、2号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(最高号給等の切替え等)

- 4、切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 5 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 7 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみな

す。

（休職者の給与に関する経過措置）

- 9 この条例（第26条第1項の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第26条第1項の規定は、この条例の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員のこの条例の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

（委任）

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表（附則第3項関係）

給 料 表	職 務 の 級
行政職給料表	1 級 2 級

附 則（平成3年12月25日条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第4項を削る改正規定並びに附則第5項を削る改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成3年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成4年3月27日条例第2号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月24日条例第5号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第2項第2号及

び第19条第2項の改正規定は平成5年4月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第4項及び第10項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7 次の各号の1に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

（1）切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第12条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

（2）切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

（3）切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

（4）切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であつた者

（5）新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第13条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

（6）新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第12条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかったもの

8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第13条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（平成4年条例第5号。以下「改正条例」という。）附則第7項の規定に

よる届出に」と、「同項第２号」とあるのは「前項第２号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第７項の規定による届出が改正条例の施行の日から３０日を経過した後にされたときは、それぞれの」とし、同条第３項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第７項」と、「同項第２号」とあるのは「第１項第２号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項）」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第７項）」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第１項又は改正条例附則第７項」とする。

- ９ 職員に次の各号の１に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第１３条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第２項ただし書中「これに係る事実の生じた日から１５日」とあるのは、「常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成４年条例第５号）の施行の日から３０日」とする。

- （１）施行日から１５日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- （２）施行日から１５日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- （３）施行日から１５日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第１２条第２項第２号から第５号までの扶養親族がない場合（住居手当に関する経過措置）

- １０ 切替期間において、改正前の条例第１４条の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の条例第１４条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第１４条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる

期間の住居手当については、改正後の条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第14条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に管理者が規則で定める事由が生じた職員にあっては、管理者が規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

- 1 1 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 1 2 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成5年12月24日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び第17条第2項の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例によ

る改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

- 7 平成5年12月に改正前の条例第20条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の平成6年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額（その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

（給与の内払）

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に

基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成6年3月1日条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月26日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第3項の改正規定は、平成7年1月1日から、第14条第2項第2号及び第19条第2項の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに

準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 7 平成6年12月に改正前の条例第20条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額（その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成7年3月1日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月25日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条並びに第19条第2項及び第3項の改正規定は平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調

整)

- 7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成8年12月25日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第2項及び第3項の改正規定は平成9年1月1日から、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項、第23条及び第24条第1項の改正規定並びに附則第10項及び第11項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に

基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(常滑武豊衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 10 常滑武豊衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 11 常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成9年9月25日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月24日条例第5号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第2項及び第3項の改正規定は平成10年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。（最高号給等の切替え等）
- 3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関

する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

- 7 施行日から平成10年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成10年12月24日条例第3号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条第2項及び第3項の改正規定は平成11年1月1日から、第6条第4項、第6項及び第7項の改正規定並びに附則第8項から第10項までの規定は、同年4月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等

をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成11年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成11年12月24日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第19条第2項及び第3項の改正規定、第3条の規定 平成12年1月1日

(2) 第2条の規定 平成12年4月1日

- 2 第1条の規定（前項第1号及び第2号に掲げる改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下この項及び附則第6項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成10年条例第3号。附則第7項において「平成10年改正条例」という。附則第8項から第10項までの規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第3項から第5項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は平成10年改正条例附則第8項から第10項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成11年度分の期末手当の額の特例)

- 8 平成11年12月に改正前の条例第20条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第20条の規定にもとづいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 9 前項の規定の適用を受ける職員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額(その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額)を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみ

なす。

(委任)

- 1 1 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成12年12月22日条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当等の額の特例)

- 2 平成12年12月に改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第20条の規定に基づいて支給される職員の期末手当の額が、改正後の条例第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 平成12年12月に改正前の条例第21条の規定に基づいて支給される職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第21条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。
- 4 前2項の規定の適用を受ける職員の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前2項の差額の合計額（その額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成13年5月28日条例第4号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
（旧法再任用職員に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）第1条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期又は同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員（以下「旧法再任用職員」という。）に対する改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第7条第1項、第20条第3項、第21条第2項、第24条の2、別表第1及び別表第2の規定の適用については、旧法再任用職員は、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附 則（平成13年12月21日条例第6号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。
（期末手当の額の特例）
- 2 平成13年12月に改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第20条の規定に基づいて支給される職員の期末手当の額が、改正後の条例第20条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員の平成14年3月に支給されるべき期末

手当の額は、改正後の条例第20条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額（その額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成14年5月24日条例第4号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成14年12月24日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第7項、第9項及び第10項の規定は、同年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定

められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日（期末手当について改正後の給与条例第20条第1項後段又は第26条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して管理者の定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項に規定する職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について管理者の定める給料月額）並びに改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

- 6 平成14年4月1日から基準日までの間において管理者の定める者であ

った者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して管理者の定める者については、前項各号に掲げる額に、それぞれ管理者の定める者との権衡を考慮して管理者の定める額を加えるものとする。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1月箇15日以上2月箇15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 9 常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に改める。

- 10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則（平成15年11月28日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日におけ

る給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（管理者の定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して管理者の定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第15条の2第2項に規定する管

理者が規則で定める額を除く。)の月額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給され期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

- 6 平成15年4月1日から同年12月1日までの間において管理者の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び管理者の定める者との権衡を考慮して管理者の定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該管理者の定める額の合計額」とする。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成17年11月30日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者

の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(管理者の定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して管理者の定めるものを除く。)にあつては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者の定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第15条の2第2項に規定する管理者が規則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

- 6 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において管理者の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び管理者の定める者との権衡を考慮して管理者の定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該管理者の定める額の合計額」とする。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成18年3月28日条例第2号)

(改正 平成21年11月30日条例第4号)

(改正 平成22年11月29日条例第7号)

(改正 平成23年11月28日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表に定め

る職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、管理者が定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例又は附則第12項の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成10年条例第3号）附則第8項から第10項まで及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年条例第4号。第1号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（管理者の定める職員を除く。）には、平成25年3月31日までの間は、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）から当該差額に相当する額の半額（その額が1万円を超える場合にあつては、1万円）を減じた額を給料として支給する。

（1）平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員
100分の99.1

(2)前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 12 常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成10年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則中第8項の前の見出し及び同項から第10項までを削り、第11項を第8項とし、第12項を第9項とする。

（常滑武豊衛生組合職員等の旅費に関する条例の一部改正）

- 13 常滑武豊衛生組合職員等の旅費に関する条例（昭和37年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「行政職給料表」を「行政職給料表（一）」に改める。

別表の2 移転料の表区分の欄中「6級」を「4級」に、「5級」を「3級」に改める。

- 14 前項の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員等の旅費に関する

条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 1 5 常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮する」を「管理者の定めるところにより、号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。

附 則（平成19年3月1日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「及び第10条第2項」を削り、「給与条例第8条第2項中」を「同項中」に改め、「。以下「平成18年改正条例」という。」及び「と、給与条例第10条第2項中「給与月額」とあるのは「給与月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計」を削る。

附 則（平成19年10月4日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給

与条例」という。)第21条第2項第1号の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成19年4月1日から、第1条の規定(給与条例第21条第2項第1号の改正規定に限る。)による改正後の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成20年10月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日に属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下

「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日まで

の間に職員(常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第25条及び附則第2項に規定する職員を除く。以下同じ。)以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち管理者の定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第15条の2第2項に規定する管理者が規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表(一)	1級	1号級から56号級まで
	2級	1号級から24号級まで
	3級	1号級から8号級まで
行政職給料表(二)	1級	1号級から68号級まで
	2級	1号級から32号級まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して管理者の定める者を除く。)に同月に支給された期末手

当及び勤勉手当の合計に100分の0.24を乗じて得た額

- 3 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において管理者の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものに関する前項の規定については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び管理者の定める者との権衡を考慮して管理者の定める額」とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成22年2月24日条例第1号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月24日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、月に60時間を超える時間外勤務手当について、支給割合を引き上げる改正は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年11月29日条例第7号)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号。附則第5条において「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定

される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員（常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第 25 条に規定する職員を除く。以下同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第 6 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 2 号）附則第 7 項の規定を受けない職員に限る。）これらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 22 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち管理者の定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第 15 条の 2 第 2 項に規定する管理者が規則で定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表（一）	1 級	1 号給から 93 号給まで
	2 級	1 号給から 64 号給まで
	3 級	1 号給から 48 号給まで

	4 級	1 号給から 3 2 号給まで
	5 級	1 号給から 2 4 号給まで
	6 級	1 号給から 1 6 号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
行政職給料表（二）	1 級	1 号給から 1 0 8 号給まで
	2 級	1 号給から 7 2 号給まで
	3 級	1 号給から 6 4 号給まで
	4 級	1 号給から 3 6 号給まで

(2) 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して管理者の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計に 1 0 0 分の 0 . 2 8 を乗じて得た額

- 平成 2 2 年 4 月 1 日から同年 1 2 月 1 日までの間において管理者の定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものに関する前項の規定については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び管理者の定める者との権衡を考慮して管理者の定める額」とする。

（平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に関する読替え）

第 3 条 平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に対する改正後の附則第 5 項の規定の適用については同項中「当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 2 年条例第 7 号）の施行の日」と、「5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

第 4 条 附則第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成 2 3 年 5 月 2 6 日条例第 1 号）

- この条例は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。
- この条例の適用日の日前から引き続き結核性疾患に係る療養のため病気

休暇により勤務しない職員に対する改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第24条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは「90日(結核性疾患による場合にあっては、1年)」とする。

附 則 (平成23年11月28日条例第3号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条中常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項各号列記以外の部分の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成23年12月に支給する期末手当の額は、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号。以下「育児休業条例」という。）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（給与条例第25条に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成18年改正条例附則第7項の規定を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮

して管理者の定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者の定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(給与条例第15条の2第2項に規定する管理者が規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表(一)	1 級	1号給から93号まで
	2 級	1号給から76号まで
	3 級	1号給から60号まで
	4 級	1号給から44号まで
	5 級	1号給から36号まで
	6 級	1号給から28号まで
	7 級	1号給から16号まで
	8 級	1号給から4号まで
行政職給料表(二)	1 級	1号給から121号まで
	2 級	1号給から84号まで
	3 級	1号給から76号まで
	4 級	1号給から48号まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して管理者の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計に100分の0.37を乗じて得た額

2 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において管理者の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び管理者の定める者との権衡

を考慮して管理者の定める額」とする。

(委任)

第1条附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成25年12月 2日条例第1号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月 1日条例第1号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条、第5条、第7条及び第9条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項及び附則第9項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切換えに伴う経過措置）

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（管理者が規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与条例附則第5項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（給与条例第7条第1項に規定する再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもの（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第6条 平成27年3月31日までの間における給与条例第6条第4項（常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、

同項中「４号給」とあるのは「３号給」と、「３号給」とあるのは「２号給」とする。

（平成30年３月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第 7 条 切替日から平成30年３月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条の 2 第 2 項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で 管理者が規則で定める額
---------------	---------	---------------------------------

（委任）

第 8 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 9 条 常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の表中

「

第24条の 2	再任用職員	短時間勤務職員
---------	-------	---------

」を

「

第24条の 2	第11条から第13条及び第14条	第11条から第13条、第14条及び第15条の 2
	再任用職員	短時間勤務職員

」に

改める。

附 則（平成 2 8 年 2 月 1 9 日条例第 2 号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 第2条の規定による改正後の給与条例第21条第1項の規定は、平成28年12月以降に支給する勤勉手当について適用し、同年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 2 項関係）

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
行政職給料表（二）	9 級	7 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級

附則別表第 2 号給の切替表（附則第 3 項関係）

1 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号級

旧号給	経過期間	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	3 月未満				1	1	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満				2	1	6	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満				3	1	7	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満				4	1	8	1	1	1	1
	1 2 月以上				5	1	9	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	1 2 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	1 2 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	1 2 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	1 2 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 1 2 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	1 2 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 1 2 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	1 2 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
1 0	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 1 2 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	1 2 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

1 1	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9 月以上 1 2 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	1 2 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
1 2	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	1 2 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
1 3	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	1 2 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
1 4	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	1 2 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37
1 5	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39
	9 月以上 1 2 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40
	1 2 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41
1 6	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43
	9 月以上 1 2 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	1 2 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
1 7	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47
	9 月以上 1 2 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48
	1 2 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
1 8	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51
	9 月以上 1 2 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52
	1 2 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
1 9	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57	
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58	
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59	
	9 月以上 1 2 月未滿		93	76	62	80	68	64	60	
	1 2 月以上		93	77	62	81	69	65	61	
2 0	3 月未滿			77	62	81	69	65	61	
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62	
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63	
	9 月以上 1 2 月未滿			80	63	84	72	68	64	
	1 2 月以上			81	63	85	73	69	65	
2 1	3 月未滿			81	63	85	73	69	65	
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66	
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67	
	9 月以上 1 2 月未滿			84	64	88	76	72	68	
	1 2 月以上			85	65	89	77	73	69	

2 2	3 月未滿			85	65	89	77	73		
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74		
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75		
	9 月以上 1 2 月未滿			88	66	92	80	76		
	1 2 月以上			89	67	93	81	77		
2 3	3 月未滿			89	67	93	81			
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82			
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83			
	9 月以上 1 2 月未滿			92	68	96	84			
	1 2 月以上			93	69	97	85			
2 4	3 月未滿			93	69	97	85			
	3 月以上 6 月未滿			94	70	98	86			
	6 月以上 9 月未滿			95	71	99	87			
	9 月以上 1 2 月未滿			96	72	100	88			
	1 2 月以上			97	73	101	89			
2 5	3 月未滿			97	73	101				
	3 月以上 6 月未滿			98	73	102				
	6 月以上 9 月未滿			99	74	103				
	9 月以上 1 2 月未滿			100	74	104				
	1 2 月以上			101	75	105				
2 6	3 月未滿			101	75	105				
	3 月以上 6 月未滿			102	75	106				
	6 月以上 9 月未滿			103	76	107				
	9 月以上 1 2 月未滿			104	76	108				
	1 2 月以上			105	77	109				
2 7	3 月未滿			105	77					
	3 月以上 6 月未滿			106	78					
	6 月以上 9 月未滿			107	79					
	9 月以上 1 2 月未滿			108	80					
	1 2 月以上			109	81					
2 8	3 月未滿			109	81					
	3 月以上 6 月未滿			110	82					
	6 月以上 9 月未滿			111	83					
	9 月以上 1 2 月未滿			112	84					
	1 2 月以上			113	85					
2 9	3 月未滿			113						
	3 月以上 6 月未滿			114						
	6 月以上 9 月未滿			115						
	9 月以上 1 2 月未滿			116						
	1 2 月以上			117						
3 0	3 月未滿			117						
	3 月以上 6 月未滿			118						
	6 月以上 9 月未滿			119						
	9 月以上 1 2 月未滿			120						
	1 2 月以上			121						
3 1	3 月未滿			121						
	3 月以上 6 月未滿			122						
	6 月以上 9 月未滿			123						
	9 月以上 1 2 月未滿			124						
	1 2 月以上			125						
3 2	3 月未滿			125						
	3 月以上 6 月未滿			125						
	6 月以上 9 月未滿			125						
	9 月以上 1 2 月未滿			125						
	1 2 月以上			125						

2 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3 月未満		1	1	5	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1
	9 月以上 1 2 月未満		1	1	8	1
	1 2 月以上		1	1	9	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	1	12	1
	1 2 月以上	5	5	1	13	1
3	3 月未満	5	5	1	13	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	4	16	1
	1 2 月以上	9	9	5	17	1
4	3 月未満	9	9	5	17	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	18	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	19	1
	9 月以上 1 2 月未満	12	12	8	20	1
	1 2 月以上	13	13	9	21	1
5	3 月未満	13	13	9	21	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	22	2
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	23	3
	9 月以上 1 2 月未満	16	16	12	24	4
	1 2 月以上	17	17	13	25	5
6	3 月未満	17	17	13	25	5
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	26	6
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	27	7
	9 月以上 1 2 月未満	20	20	16	28	8
	1 2 月以上	21	21	17	29	9
7	3 月未満	21	21	17	29	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	30	10
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	31	11
	9 月以上 1 2 月未満	24	24	20	32	12
	1 2 月以上	25	25	21	33	13
8	3 月未満	25	25	21	33	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	34	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	35	15
	9 月以上 1 2 月未満	28	28	24	36	16
	1 2 月以上	29	29	25	37	17
9	3 月未満	29	29	25	37	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	38	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	39	19
	9 月以上 1 2 月未満	32	32	28	40	20
	1 2 月以上	33	33	29	41	21
1 0	3 月未満	33	33	29	41	21
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	42	22
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	43	23
	9 月以上 1 2 月未満	36	36	32	44	24
	1 2 月以上	37	37	33	45	25
1 1	3 月未満	37	37	33	45	25
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	46	26
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	47	27
	9 月以上 1 2 月未満	40	40	36	48	28
	1 2 月以上	41	41	37	49	29

1 2	3 月未滿	41	41	37	49	29
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	50	30
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	51	31
	9 月以上 1 2 月未滿	44	44	40	52	32
	1 2 月以上	45	45	41	53	33
1 3	3 月未滿	45	45	41	53	33
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35
	9 月以上 1 2 月未滿	48	48	44	56	36
	1 2 月以上	49	49	45	57	37
1 4	3 月未滿	49	49	45	57	37
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39
	9 月以上 1 2 月未滿	52	52	48	60	40
	1 2 月以上	53	53	49	61	41
1 5	3 月未滿	53	53	49	61	41
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43
	9 月以上 1 2 月未滿	56	56	52	64	44
	1 2 月以上	57	57	53	65	45
1 6	3 月未滿	57	57	53	65	45
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47
	9 月以上 1 2 月未滿	60	60	56	68	48
	1 2 月以上	61	61	57	69	49
1 7	3 月未滿	61	61	57	69	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51
	9 月以上 1 2 月未滿	64	64	60	72	52
	1 2 月以上	65	65	61	73	53
1 8	3 月未滿	65	65	61	73	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55
	9 月以上 1 2 月未滿	68	68	64	76	56
	1 2 月以上	69	69	65	77	57
1 9	3 月未滿	69	69	65	77	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59
	9 月以上 1 2 月未滿	72	72	66	80	60
	1 2 月以上	73	73	67	81	61
2 0	3 月未滿	73	73	67	81	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	67	82	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	68	83	63
	9 月以上 1 2 月未滿	76	76	68	84	64
	1 2 月以上	77	77	69	85	65
2 1	3 月未滿	77	77	69	85	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	86	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	87	67
	9 月以上 1 2 月未滿	80	80	72	88	68
	1 2 月以上	81	81	73	89	69
2 2	3 月未滿	81	81	73	89	69
	3 月以上 6 月未滿	82	82	73	90	70
	6 月以上 9 月未滿	83	83	74	91	71
	9 月以上 1 2 月未滿	84	84	74	92	72
	1 2 月以上	85	85	75	93	73

2 3	3 月未滿	85	85	75	93	73
	3 月以上 6 月未滿	86	86	75	94	74
	6 月以上 9 月未滿	87	87	76	95	75
	9 月以上 1 2 月未滿	88	88	76	96	76
	1 2 月以上	89	89	77	97	77
2 4	3 月未滿	89	89	77	97	77
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77	98	78
	6 月以上 9 月未滿	91	91	78	99	79
	9 月以上 1 2 月未滿	92	92	78	100	80
	1 2 月以上	93	93	79	101	81
2 5	3 月未滿	93	93	79	101	81
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79	102	82
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	103	83
	9 月以上 1 2 月未滿	96	96	80	104	84
	1 2 月以上	97	97	81	105	85
2 6	3 月未滿	97	97	81	105	85
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87
	9 月以上 1 2 月未滿	100	100	84	108	88
	1 2 月以上	101	101	85	109	89
2 7	3 月未滿	101	101	85	109	89
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91
	9 月以上 1 2 月未滿	104	104	86	112	92
	1 2 月以上	105	105	87	113	93
2 8	3 月未滿	105	105	87	113	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114	
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115	
	9 月以上 1 2 月未滿	108	108	88	116	
	1 2 月以上	109	109	89	117	
2 9	3 月未滿	109	109	89	117	
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118	
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119	
	9 月以上 1 2 月未滿	112	112	92	120	
	1 2 月以上	113	113	93	121	
3 0	3 月未滿	113	113	93	121	
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122	
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123	
	9 月以上 1 2 月未滿	116	116	94	124	
	1 2 月以上	117	117	95	125	
3 1	3 月未滿	117	117	95	125	
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126	
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127	
	9 月以上 1 2 月未滿	120	120	96	128	
	1 2 月以上	121	121	97	129	
3 2	3 月未滿	121	121			
	3 月以上 6 月未滿	121	122			
	6 月以上 9 月未滿	121	123			
	9 月以上 1 2 月未滿	121	124			
	1 2 月以上	121	125			
3 3	3 月未滿		125			
	3 月以上 6 月未滿		126			
	6 月以上 9 月未滿		127			
	9 月以上 1 2 月未滿		128			
	1 2 月以上		129			

附 則（平成 28 年 1 月 26 日条例第 3 号）

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 21 条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例第 21 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年 12 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例附則第 16 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第 2 条改正後給与条例」という。）第 13 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 12 条第 3 項及び第 13 条の規定の適用については、同項中「前号第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「行（一）8 級職員」という。）にあっては、3,500 円）、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族

(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。))職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。))養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶

養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

と、同条第3項中

」

「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶

養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第13条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「(行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「行(一)8級職員」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (平成29年12月22日条例第5号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (平成30年12月21日条例第2号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (令和元年10月3日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第20条、第20条の2、第21条及び第26条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日条例第5号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による

改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第3条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改定前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間も含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（管理者が規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で管理者が規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1） 改正後の給与条例第14条第1項各号のいずれかにも該当しないこととなる職員

（2） 旧手当額から改正後の給与条例第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則（令和2年11月27日条例第2号）

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令

和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 3 1 日条例第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第 20 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第 20 条第 4 項から第 6 項まで（常滑武豊衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）第 16 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 26 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この条において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 再任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5 分の 15

（2） 再任用職員 72.5 分の 10

附 則（令和 4 年 1 2 月 2 7 日条例第 4 号）

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月

1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (令和5年2月20日条例第2号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2.2 第2条の規定による改正後の常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)附則第10項から第16項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2.3 暫定再任用職員(この項及び次項の規定については、暫定再任用職員のうち、短時間勤務の職(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2.4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、常滑武豊衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第2条第2項又は第5項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、常滑武豊衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第15条第1項及び第16条第3項の規定を適用する。
- 27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 28 改正後の給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 29 常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例第6条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第11条から第13条まで並びに第14条並びに改正後の給与条例第6条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 30 附則第23項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は管理者が規則で定める。

別表第 1（第 4 条関係）

行政職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
任用	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
短時	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
間勤	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
務職	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
員以	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
外の	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
職員	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	

	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			

	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600					
	95		295,200	343,100					
	96		295,600	343,500					
	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					

	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100
	2	137,100	188,700	209,700	255,300
	3	138,100	190,100	211,100	256,300

	4	139,000	191,300	212,300	257,400
	5	140,000	192,300	213,600	258,300
	6	141,000	193,800	215,000	259,300
	7	142,000	195,200	216,400	260,400
	8	143,000	196,500	217,800	261,300
	9	143,800	197,900	219,100	262,200
	10	144,800	198,900	220,700	262,900
	11	145,800	200,200	222,300	263,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700
	13	147,700	202,400	224,900	265,700
	14	148,700	203,500	226,400	266,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600
	16	150,800	205,700	229,200	268,500
	17	151,900	206,600	230,000	269,400
	18	153,300	207,700	230,700	270,500
	19	154,500	208,700	231,600	271,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300
	21	156,800	210,600	233,200	273,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100
	23	159,200	212,800	236,000	275,100
	24	160,400	213,700	237,000	275,900
	25	161,500	214,600	238,300	276,500
	26	163,000	215,500	239,500	277,300
	27	164,500	216,200	240,800	278,200
	28	166,000	217,100	242,000	279,100
	29	167,400	217,900	242,800	280,000
	30	168,800	219,100	244,000	281,100
	31	170,300	220,100	245,200	282,100
	32	171,800	220,900	246,300	283,100

	33	173,100	221,500	247,400	283,800
	34	174,800	222,500	248,400	284,700
	35	176,500	223,600	249,500	285,600
	36	178,200	224,700	250,500	286,700
	37	179,900	225,200	251,600	287,300
	38	181,300	226,300	252,500	288,200
	39	183,000	227,400	253,500	289,100
	40	184,500	228,400	254,500	290,000
	41	185,800	229,200	255,500	290,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500
	45	191,400	233,000	259,600	294,200
	46	192,700	233,900	260,600	295,100
	47	194,100	234,700	261,700	296,000
	48	195,500	235,400	262,600	296,900
	49	196,800	236,300	263,700	297,600
	50	197,900	237,300	264,700	298,200
	51	199,000	238,300	265,800	298,900
	52	200,200	239,300	266,500	299,700
	53	201,300	240,300	267,200	300,300
	54	202,400	241,300	268,000	301,100
	55	203,300	242,000	269,000	301,800
	56	204,400	242,700	270,000	302,500
	57	205,500	243,500	270,800	303,200
	58	206,400	244,400	271,800	303,900
	59	207,400	245,300	272,900	304,700
	60	208,400	246,000	273,900	305,400
	61	209,500	246,800	274,900	306,000

	62	210, 400	247, 600	276, 000	306, 700
	63	211, 300	248, 500	276, 800	307, 400
	64	212, 200	249, 200	277, 900	308, 100
	65	212, 800	250, 000	278, 700	308, 600
	66	213, 600	250, 600	279, 500	309, 100
	67	214, 300	251, 300	280, 300	309, 700
	68	215, 000	251, 800	281, 100	310, 300
	69	215, 400	252, 500	281, 700	310, 900
	70	215, 800	253, 100	282, 500	311, 300
	71	216, 100	253, 500	283, 300	311, 800
	72	216, 400	253, 900	284, 000	312, 300
	73	216, 600	254, 100	284, 800	312, 600
	74	217, 000	254, 500	285, 500	313, 100
	75	217, 400	255, 000	286, 300	313, 600
	76	218, 000	255, 500	287, 100	314, 000
	77	218, 200	255, 800	287, 700	314, 200
	78	218, 700	256, 200	288, 200	314, 500
	79	219, 100	256, 700	288, 700	314, 800
	80	219, 500	257, 200	289, 100	315, 100
	81	220, 000	257, 500	289, 500	315, 400
	82	220, 300	257, 800	289, 900	315, 700
	83	220, 600	258, 100	290, 400	316, 000
	84	221, 000	258, 400	290, 900	316, 300
	85	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500
	86	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900
	87	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200
	88	223, 000	259, 400	293, 100	317, 400
	89	223, 400	259, 600	293, 400	317, 600
	90	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900

	91	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200
	92	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500
	93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700
	94	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000
	95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300
	96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500
	97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700
	98	226, 900	262, 200	297, 400	320, 000
	99	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300
	100	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500
	101	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700
	102	228, 500	263, 200	299, 200	
	103	228, 900	263, 500	299, 500	
	104	229, 300	263, 800	299, 800	
	105	229, 700	264, 000	300, 100	
	106	230, 200	264, 200	300, 500	
	107	230, 500	264, 500	300, 900	
	108	230, 900	264, 700	301, 300	
	109	231, 100	265, 000	301, 600	
	110	231, 500	265, 300	302, 000	
	111	232, 000	265, 600	302, 400	
	112	232, 400	265, 800	302, 700	
	113	232, 600	266, 000	302, 900	
	114	233, 100	266, 300	303, 200	
	115	233, 600	266, 500	303, 500	
	116	234, 100	266, 700	303, 700	
	117	234, 400	267, 000	303, 900	
	118	234, 800	267, 300	304, 200	
	119	235, 200	267, 600	304, 500	

	120	235,600	267,900	304,700	
	121	236,000	268,100	304,900	
	122		268,300	305,200	
	123		268,600	305,500	
	124		268,900	305,700	
	125		269,100	305,900	
	126		269,300	306,200	
	127		269,600	306,500	
	128		269,900	306,700	
	129		270,100	306,900	
	130		270,300	307,200	
	131		270,600	307,500	
	132		270,900	307,700	
	133		271,100	307,900	
	134		271,300		
	135		271,600		
	136		271,900		
	137		272,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		193,600	204,700	223,200	244,000

備考 この表は、技能労務職に適用する。

別表第 3（第 5 条 関係）

1 行政職給料表（一） 等級別基準職務表

等 級	基 準 と な る 職 務
1 級	主事の職務
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	主査の職務
4 級	副主幹の職務
5 級	主幹の職務
6 級	統括主幹の職務
7 級	次長の職務
8 級	参事の職務